

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第22回）			
日 時	平成25年7月8日（月）18時00分～20時10分		
場 所	弘前市役所5階入札室	傍聴者	11人
出席者 (19人)	委員 (10人)	佐藤三三委員長、工藤委員、福士委員、清野委員、鹿内委員、阿部委員 島委員、蟻塚委員、村上委員、三橋委員	
	執行機関 (9人)	櫻田課長、三上課長補佐、白戸主幹、工藤係長、櫻庭主査、対馬主査、 佐藤主事、阿保主事、鼻和主事	
	その他	—	

## 会議概要

## 1 開会

## 2 議事

## (1) 中間報告書案について

## 【結論（審議方法）】

- ・中間報告書案において、協議、確認を要する事項について、審議するとともに、それ以外で修正が必要と思われる点について確認する。

## 【項目 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容について】

(主体とその役割等 (2) 主体の役割等について)

(カ 議会等の役割について)

- ・議会等の役割については、3点確認が必要である。
  - 1.議会の役割①の中の表現を「議決機関」とするか「チェック機関」とするか。
  - 2.議会の役割③の中に、「説明責任を果たすこと」として、具体的説明を記載しておらず、33ページに記載している、説明責任の項目に書いてあるが、そのまでいいか、議会の役割の部分に記載するか。
  - 3.議会事務局の職員も主体として分けて考えるべきとしていたが、その内容について議論していなかった。事務局でたたき台を作成したので、議論していただきたい。

## (1について)

- ・まず一つ目、議決機関とするかチェック機関とするかだが、意見をいただきたい。
- ・事務局で議決とチェックの違いを説明しないと、わかりづらい。
- ・チェック機関というのは会議で出た意見で、執行機関が提案するものをチェックするという意味での意見だったが、一般的には、提案されたものを議会として議決する機関なので、正式には議決機関という言葉で、提案させていただいた。
- ・議決機関の中の機能の一部としてチェック機能があるという考え方で、チェック機関というのは言葉としてあまりよくないのではないか。
- ・先ほどの意見のとおり、議決機関の中に、チェックの機能も含まれているという考えでいいのではないか。
- ・条例の解説を書くときに、議決機関という機能の中にはどういうものがあるというのを書いていれば、十分だと思う。
- ・中間報告書の解説の部分に、「議会が有する条例、予算等の審議・議決権」という表現をしており、その部分が議決機関の機能の説明になっている。

## (結論1)

- ・議決機関と表現することにする。委員会としては、議会に付されている役割、権限を十分に発揮してほしいという思いである。

(2について)

- ・2点目として、方針③では説明責任を果たすという大きな方針のような記載をしていて、説明責任の項目に、会議の原則公開や議決の経過及び結果の説明に努めると、具体的な内容を書いているが、このつくりでいいのか。それとも説明責任の具体的な内容を議会の役割の部分にもってくるかどうかを議論していただきたい。
- ・説明責任の項目に記載があるので、あえてこっちには載せなくても差支えがないと思う。
- ・議会の役割の部分には、議決機関、政策提言や立法権など、議会に与えられている役割を十分に果たしてくださいという内容で、説明責任などは33ページに具体的に書くというのはどうか。
- ・方針①については市長が提案したものについて可否を決めるという権限、②については議会としてやることを議会が議会に提案するという内容、他にも議員活動の部分もあり、これを1つにまとめるというのは大変な作業である。
- ・政策提案や立法権を行使ということは、日常行われているのか。
- ・行われているが、なかなか市民に見えづらく、伝わっていない部分があるので、議会の役割に明記するべきだと私は思う。
- ・例えば、政策提案や立法権を行使するというはどういうことをするのか。
- ・地方自治法では、112条に議案の提出権というものがあって、議会としても議案を提出できるという権利があるので、その権利を行使することで政策提案や立法権を行使できるということである。
- ・身近な例では、議員報酬を下げるという提案を、議会の方からしている。
- ・ただ漠然と議会の役割を果たせでは、我々がやってほしいといったものが漏れてしまう可能性がある。①議決機関としての機能を果たす、②政策提案や立法権を行使する、③議会の役割を十分に果たすこと、などとすれば、漏れがなくなるのではないか。
- ・政策提案というものはなかなか出てこないので、きちんと記載しておきたい。
- ・説明責任の具体的な仕方はどうするか。
- ・法制執務上の問題だが、後にある条文を前の条文で引用することは可能なのか。可能であれば、第〇条にある説明責任を果たすと引用すれば、両方ともわかることになる。

(結論2)

- ・議員の役割の部分に、議会の役割を十分果たすといった内容を追加する。技術的に可能であれば、説明責任の条文を引用する記載で考える。

(3について)

- ・3点目は、議会事務局職員の役割についてだが、事務局で作成したたたき台について、いかどうか意見をいただきたい。
- ・資質を向上するという部分は必要だろうか。全力を挙げて役割を全うするには、それ相応の資質がないとできないわけで、あえて質を上げてくださいというはどうだろうか。
- ・執行機関の役割⑥に同様の記載があるので、バランスを取る意味でこちらにも記載した。
- ・当たり前すぎていて、これを入れるのならば、他の部分にも全て入れなければならない。
- ・市民サービス向上のために、職員が資質の向上に努めるのは当たり前のことである。議会の職員だろうが、執行機関の職員だろうが、関係なくやらなければならない。
- ・役割として記載するかは疑問である。資質向上とは、自分が自己啓発するための努力をするものであって、役割としてこの条例に書くことに違和感がある。
- ・これはいかなる立場にあろうとも必要だと思うが、執行機関等の役割に記載があるので、ここではいらないのではないか。
- ・両方に記載するか、それとも記載しないかになる。片方にだけ書くということはない。
- ・最初に見た時にはあったほうがいいと思ったけれども、皆の話を聞いていて、当たり前の

ことなので載せなくてもいいのかと思う。簡単にわかりやすくということもある。

- ・執行機関の方だと、市民サービスの向上というニュアンスを含んだ資質の向上というのは書いていいと思う。
- ・ただし、それがここでいう役割なのかということになると、役割以前の問題になる。

(結論 3)

- ・資質の向上というのは当たり前のことなので、資質の向上という表現は取ることにする。

(キ 執行機関等の役割について)

(論点 1)

- ・方針②の部分に関して、以前いただいた意見で、執行機関は条例の趣旨を誠実、公正に遂行すべきというものがあり、そこでいう条例の趣旨が、一般的な全体の条例を指すのか、あるいは自治基本条例を指すのかを明確にしてほしいので、論点として記載した。
- ・我々が考えたのは条例、法令全てだが、この記載だと一般的な条例と自治基本条例という形で、自治基本条例もきちんと守ってくださいと強調していることになる。自治基本条例の basic 理念を守ってくださいというものがあってもおかしくはないと思う。
- ・条例、法令を遵守しという部分で、自治基本条例も条例なので含まれる。分けているのは自治基本条例の理念もきちんと認識しなさいということだと思う。
- ・この文の言いたいことは、誠実公正に事務を管理・執行しなさいということ。執行するとき書いているので、そのためには法令と条例はもちろん守って、自治基本条例の理念を十分に理解した上でやりなさいということ。全部含めているのでいいと思う。

(結論)

- ・条例の理念を守るというのを強調しているので、案のとおり決定。

(論点 2)

- ・執行機関の役割として、コミュニティを支援するという意見があったが、32 ページに市民力等の推進という項目がある。そこで、コミュニティだけでなく、市民力、学生力に対する援助ということも想定しているので、それらを含めて案 1 のまちづくりを支援するという記載に修正してはどうか。
- ・コミュニティについては、地域コミュニティとテーマコミュニティという意味で使っているので、コミュニティだとその 2 つしか支援しないことになる。従って、必然的にまちづくりになると思う。
- ・まちづくりを支援するということは、事務局で具体的に考えているのはどういうものか。
- ・32 ページの解説で、「市民参加型まちづくり 1 % システム」や「「学都弘前」学生地域活動支援事業」などのシステムがあるが、そういったものをはじめとして必要な援助することである。
- ・市民等のまちづくりを支援するというほうがわかりやすいのではないか。まちづくりというのは、行政がやるまちづくりという大きい意味で、市民が活動することも支援していくことだろう。
- ・32 ページのことを意味してまちづくりというのであれば、ちょっとニュアンスが違うという気がする。以前の会議で、まちづくりというものは経済的なものだけではなく、市民活動などをまちづくりと感覚的にとらえているので、まちづくりという言葉を使っても経済だけにはとらえられないだろうという話をした。従って、企業も行政も市民も一体となっていくことがまちづくりという私の中のイメージである。コミュニティというとかなり狭まる感じになるので、32 ページを指すのであればまちづくりという言葉は不適格という気がする。そうではなくて全体を思うのであれば、コミュニティよりはまちづくりの方が的確だと思う。

(結論)

- ・市民等のまちづくりを支援するといった表現で考える。

(論点3)

- ・方針⑤に、自治基本条例の基本理念という部分が含まれているが、方針②で法令、条例等の遵守、この条例の基本理念等を十分に認識しということがあるので、この条例の基本理念等を十分に認識するという部分は削ってもいいか、あるいはこのまま残しておいた方がいいかをはっきりさせていただきたい。
- ・今まで議論してきたことが書かれているので、残しておいていい。
- ・この文言があることで、市民は安心すると思う。

(結論)

- ・ここの表現は残したままで決定。

(協働の推進について)

- ・事務局で作ったたたき台について、検討委員会のイメージどおりに作成されているかを確認していただく。
- ・協働の原則に、全ての主体という表現があるが、市民、議会、行政という表現はどこにもないと思う。各主体という表現ではなく、具体的に明記した表現ができないものか。
- ・たたき台の中の活用という表現が引っかかる。行政運営の仕組みを活用ということは、具体的にどのようなことなのか。
- ・項目5～7の、行政運営等、住民投票、市外の人々・国との連携をその仕組みとしている。
- ・ちょっと読み取れない。この条例を読んだときに、活用という言葉を定義しないとわからなくなってくる。
- ・主体の表現であるが、この協働の推進の部分には、市民、議会、行政という言葉3つ並んでいた方が、作りやすいと思う。
- ・協働ということを表現する場合には、主体をはっきりさせたほうがいい。
- ・仕組みの活用だが、項目5～7を活用ということは、総合計画、財政運営、住民投票など、11個の言葉がある。これを引用してきても、活用しきれないのではないか。具体的に活用というのは、先ほども聞いたがどういうことか。
- ・自治基本条例はまちづくりをするための仕組みなので、その仕組みを用いてまちづくりをするということ。簡単に話すと、項目5～7までの仕組みを使ってまちづくりをする際は、その趣旨を十分に認識するように努めるということである。
- ・この表現がなければどうなるのか。各主体は、この条例の基本理念に定める協働の趣旨を十分に認識して、尊重するよう努めるといった表現ではだめなのか。
- ・基本理念、基本原則で十分協働が大事ということをうたってきて、さらに念押しでここに記載するというイメージなので、仕組みと基本理念、基本原則の間にに入る意味合いで、行政運営の仕組みを活用という表現を入れた。
- ・それで無理した表現になっているのか。これが後から条文になった時に、読む人がわからない文言になってしまふ。念押しをするにしても、各主体はまちづくりをするにあたっては、この条例を理解して行ってくださいということを念押しすればいい。

(結論)

- ・活用するという表現はわかりにくいので、事務局でもう一度案を作成し、次回以降に再検討する。

(行政運営（1）総合計画について)

- ・総合計画の論点を議論していた時に、達成状況の評価という部分で議論していただいた。それを、総合計画の方針には記載しておらず、28ページの評価の部分に含めて書いているが、現在のままでいいか、評価のうち、総合計画に関する部分を抜き出し、総合計画の方針に持ってくるか。

- ・現在のままでいいと思う。

(結論)

- ・現在の表記のままで決定。

(行政運営 (2) 財政運営について)

- ・事務局からは論点はないが、このような記載でいいだろうか。
- ・別の自治体の財政状況の公表を見ると、すごくわかりやすくしているところがある。ただ事業をして、資金がいくらかかったかだけではなく、事業の目的、内容、効果というのも公表していくべきだと思う。現在の記載内容だと、その部分が読み取ることができない。
- ・今までも、広報などで公表しているのではないか。
- ・あれを読んで皆が理解できるか。これからは、ただ事業をやるだけではなく、どういった成果があるかを公表するのも求められる。

(結論)

- ・意見の内容を踏まえ、表現を訂正する。

(行政運営 (3) 評価について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(行政運営 (4) 意見、要望、苦情等への応答義務について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(行政運営 (5) 危機管理体制の確立について)

- ・書いている趣旨はいいと思うが、実際に行うとなるとすごく大変だと思う。町会でも対応を考えているが、悩ましい問題である。
- ・危機管理体制の確立は、災害時だけではなく防災、減災いろいろな部分で対応していくかなといけない。

(結論)

- ・中間報告書案のとおり決定。

(行政運営 (6) 市民力等の推進について)

- ・現在でも、エリア担当制度があるので、さらに活用していってほしい。

(結論)

- ・中間報告書案のとおり決定。

(行政運営 (7) 説明責任について)

- ・方針①のように条例にもつてしまつていいのか。今の市長だからやっているのであって、それを条例の中に義務付けるのは、少し疑問がある。
- ・これは部長実効宣言のことだろうか。
- ・そうだ。果たして今の市長が行っているものについて、条例で明記してしまうことがいいのかというのを議論したほうがいい。自分は疑問がある。このようなことは、それぞれ市長になった人の権限であって、条例で義務付けるというのは疑問が残る。
- ・実効性の確保の部分に、条例の見直しがあり、条例の改正ができるので、あってもいい気はする。
- ・①、②は、事業名を言わないだけで置き換えているだけで、これを見て、わかる人は具体的に部長実効宣言だ、車座ミーティングだとわかつてしまい、ちょっと誤解を招くかもしれない、もう少しふわっとした言い方に抑えられないか。
- ・これは今の市長のマニフェストであり、マニフェストは市長が変われば変わってくるので、今の市長が行っているマニフェストをそのまま条例に盛つていいのかということである。
- ・①、②は削除してもいいかもしれない。削除して、説明責任を果たす場を設けるという表

現はどうか。

- ・②は、市長自らそういう機会を作ってくださいというニュアンスが入ってもいいと思う。
- ・ア、イの言葉尻だが、アは市が「しなければならない」、イは議会が「努めるものとする」と、議会の部分が弱い気がする。会議は原則公開に努めるという表現になるかもしれないが、説明は義務付けにしてもいいと思う。

(結論)

- ・方針ウの①、②は削除し、②の意見交換を設けるという部分を表現として残す。
- ・方針イの中の、議決の経過及び結果の説明の部分を義務付けの表現にする。

(行政運営 (8) 情報公開、情報提供等について)

(論点1)

- ・(1) アの語句の使い方を、この会議では「積極的な公開」としていたが、情報公開条例には「一層の公開」という表現なので、統一してはどうか。
- ・「一層」に合わせた方がいい。

(結論)

- ・「一層の公開」という表現に訂正する。

(論点2)

- ・会議の公開の話を、この情報公開、情報提供のところで議論してもらったが、議会の会議の公開は説明責任の部分、執行機関の会議については、附属機関の会議が公開されれば十分だという意見で、附属機関の運用のところで記載している。よって、この部分では会議の公開について記載していないが、それでいいかどうか。
- ・会議の公開は記載しなくてもいいと思う。(1) エの部分に情報公開とあるが、市民等と情報共有など、何かあったほうがいいと思う。

(結論)

- ・中間報告書案のとおり決定。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、7月22日（月曜日）午後6時から、引き続き中間報告書案について議論することとした。

(2) その他

【結論】

- ・特になし